飯田市告示第４号

飯田市手づくり広場設置事業補助金交付要綱を次のように定め、平成 12 年４月１日から適用する。

平成 12 年２月 15 日

飯田市長　田 中　秀 典

飯田市手づくり広場設置事業補助金交付要綱

飯田市手づくり広場設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童に健全な遊び場を提供し、及び居住者の地域活動を促進するために活動する団体が、敷地を確保して手づくり広場を設置する事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 45 年飯田市規則第 31 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 手づくり広場　飯田市の区域に設置される児童の遊び場又は居住者の地域活動及び日常的な一般利用を目的とする広場で、概ね 200 平方メートル以上 1,000 平方メートル以下のもの（新たに設置するものをいい、既存のものを拡張するものを含まない。）をいう。

(2) 補助事業者　手づくり広場を設置しようとする者で、飯田市の区域において活動を行う自治会その他の公共的団体をいう。

（補助金の交付）

第３条　市長は、予算の範囲内で、補助事業者に飯田市手づくり広場設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

２　前項の補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第３条に規定する申請書として、飯田市手づくり広場設置事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

３　規則第３条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書の算定根拠となる書類

４　前２項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、手づくり広場の設置に要する経費（以下「対象経費」という。）に３分の２を乗じて得た額以下の額とする。ただし、対象経費に３分の２を乗じて得た額が 70 万円を超える場合は、70 万円をもって補助金の額とする。

２　対象経費は、手づくり広場を設置するために直接必要となる敷地の造成若しくは植栽に要する費用又は手づくり広場に遊具、さく、ベンチ等簡易な設備を設置するために要する費用で、市長が認めるものとする。

（補助の回数）

第５条　この要綱に基づく補助金の交付は、１の補助事業等につき１回を限度とする。

（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、第３条第２項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請書に係る補助金の交付の可否について審査をし、交付を可と認めた場合は、補助金の交付の決定をする。

２　前項の場合において市長は、補助事業者に対し、規則第６条に規定する補助金交付の決定書を交付する。

３　市長は、第１項の決定をする場合において、規則第５条に規定する補助金の交付の条件として、次の各号に掲げるものを付すことができる

(1) 手づくり広場を設置する土地の所有者並びに当該土地に隣接する土地の所有者及び権原を有する者に、設置について同意を得ていること。

(2) 手づくり広場を概ね 10 年間継続して設置すること。

(3) 手づくり広場設置後の維持管理が、補助事業者により実施されること。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、補助事業等が完了したときは、規則第 12 条に規定する実績報告書として、飯田市手づくり広場設置事業実績報告書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第 12 条に規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業等に係る請求書等の写し

(3) 写真その他補助事業等の実施の事実が証される書類

３　前２項に規定する書類の提出期限は、補助事業等が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

２　前項の場合において市長は、実績報告書を提出した補助事業者に対し、規則第13条に規定する通知をしなければならない。

（補助金の交付請求）

第９条　前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求することができる。この場合において当該補助事業者は、飯田市手づくり広場設置事業補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。